

名古屋国税局
課税第一部 審理官 殿

平成 14 年 7 月 22 日

モーティバル2002世界一くるまの王国フェスタ実行委員会
委員長 川島 義之

「モーティバル2002世界一くるまの王国フェスタ」において
企業等が支出する費用の税務上の取扱いについて（照会）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 14 年 10 月 26 日（土）から 10 月 27 日（日）までの 2 日間、岐阜メモリアルセンターを主会場として「モーティバル2002世界一くるまの王国フェスタ」を開催いたします。

当フェスタは、岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市の行政機関と関係経済団体などで実行委員会を組織し、クラシックカーなどによるパレード、ドライブ等を実施することで、岐阜県の観光産業の振興、地場産業の振興などを図る目的で行うものです。

つきましては、当フェスタの実施には多額の資金が必要であり、多数の企業及び団体（以下「協賛者」という。）からの協賛金が不可欠であることを理解していただき、別紙 1 のとおり協賛者が支出する費用について、その取扱いが別紙 2 のとおりで差し支えないかご検討を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「モーティバル2002世界一くるまの王国フェスタ」における協賛形態

1 広告協賛

企業及び団体（以下「協賛者」という。）が広告宣伝効果を目的とした次の広告媒体に係る資金を「モーティバル2002世界一くるまの王国フェスタ実行委員会」（以下「実行委員会」という。）へ提供し、実行委員会が協賛者の名称等を掲載した当該広告媒体の設置等をおこなうものである。

- (1) 大型広告物（会場入口に設置する看板及び横断幕、会場内の懸垂幕、会場内の案内導線看板等）に協賛者の名称等を掲載
- (2) 会場設営テントに協賛者の名称等を掲載
- (3) パンフレットに協賛者の広告を掲載
- (4) ポスター、チラシに協賛者の名称等を掲載

2 物品協賛

協賛者が、手旗等の物品を製作若しくは調達して実行委員会へ無償で提供するもの、又は物品を指定してその資金を実行委員会へ提供し、実行委員会がその指定された物品を製作又は調達するものである。

なお、いずれの場合にもその物品には協賛者の名称等が表示される。

企業等が支出する費用の税務上の取扱いについて

1 広告協賛費用

企業及び団体（以下「協賛者」という。）が、当該広告の掲載のために支出する費用については、当該フェスタ開催日の属する事業年度の損金の額に算入する。

ただし、その支出の効果が1年以上に及ぶと認められる場合については、一般の例により処理する。

なお、広告を掲載しない協賛者については、その支出の日の属する事業年度の一般寄附金とする。

2 物品協賛

協賛者が、実行委員会に提供する物品の製作費用若しくは調達費用、又は物品を指定してその資金を実行委員会へ提供する費用については、当該フェスタ開催日の属する事業年度の損金の額に算入する。

ただし、当該フェスタ終了後も協賛者がその提供した物品を引き続き事業の用に供することが明らかでない場合については、一般の例により処理する

3 消費税法上の取扱い

上記にかかる費用については、消費税額の計算上課税仕入れに該当する。なお、控除対象仕入税額の計算については、消費税法の規定による。

ただし、一般寄附金とされた取引については、不課税取引に該当する。